様式第１号（第４条、第７条関係）

令和　　年度　日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金

事業計画（実績報告）書

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 内　　　　　容 |
| １．事業期間 | 年 　月 　日 　～ 　　年 　月 　日 |
| ２．事業の目的 | ※本事業で解決しようとする地域課題や住民ニーズ、本事業の効果、継続性等を記載すること。 |
| ３．実施体制 | ※地域等の理解や協力を踏まえ、十分な体制のもと、取組を主体的に行い、計画を実現できること  が分かるように記載すること。 |
| ４．事業内容  （事業結果、成果） | ※①実施（予定）日、②対象者、参加（予定）人数、③開催場所、④事業概要などを記載すること。 |

注１：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

　２：下記の書類も提出してください。

（添付書類）

＜事業計画提出時＞

①申請団体・グループ調書（別紙）

②事業内容に関するもの（チラシ、計画書など）

＜実績報告提出時＞

①領収書等の経費を支払ったことが分かる書類の写し

②実施結果に関するもの（活動報告書など）

担当者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 団体・グループ名 |  |
| 担 当 者 名 |  |
| 連 絡 先 | TEL：　　　　　　　　　　FAX： |
| メ ー ル |  |

別紙

申 請 団 体 調 書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 内　　　　　　容 | | |
| １．名 称 |  | ２．設立年 |  |
| ３．活動内容 |  | | |
| ４．構成人数 | 名 | | |
| ５．構成名簿  ※別途添付可  ※すべての構成員について記載してください。この場合、20歳代、30歳代とそれ以外の者が分かるように記載してください。 |  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
|  |  | |
| ６．昨年度までの実績、今後の展開等  ※別途添付可 |  | | |

※ご提供いただいた個人情報につきましては、目的以外の用途には使用いたしません。

様式第２号（第４条、第７条関係）

令和　　年度　日南町若者によるまちの活力創造支援事業

収支予算（決算）書

〇収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予算額 | 決算額 | 内　　　訳 |
| 町助成金 |  |  |  |
| 寄 附 金 |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |
| その他の収入 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

〇支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予算額 | 決算額 | 内　　　訳 |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

※上記の内容が記載されていれば、様式は別様でも構いません。支出合計と収入合計は一致させてください。

様式第３号（第６条関係）

発　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

日南町長　中村　英明　印

令和〇年度　日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金交付決定通知書

令和○年○月○日付けで申請のあった令和○○年度日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和45年日南町規則第22号）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

１．対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、令和○○年○月○日付で申請のあった令和○○年度日南町若者によるまちの活力創造支援事業とし、事業の内容は当該申請書の事業計画書記載のとおりとする。

２．交付決定額

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　　金○○，○○○円

補助金の額　　　　　　　金○○，○○○円

３．補助事業は交付決定を受けた年度中に完了しなければならない。

４．補助事業の内容を変更しようとする時は、あらかじめ変更承認申請書を提出して承認を受けなければならない。

５．補助事業が完了した時は、別に指示するところにより実績報告書を提出すること。

６．補助事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該助成事業に係わる帳簿、書類、その他物件を検査することがある。

７．補助事業はこの通知のほか、日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。